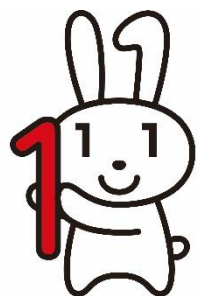


公的個人認証制度について



マイナちゃん

平成29年10月13日
総務省自治行政局住民制度課



マイキーくん

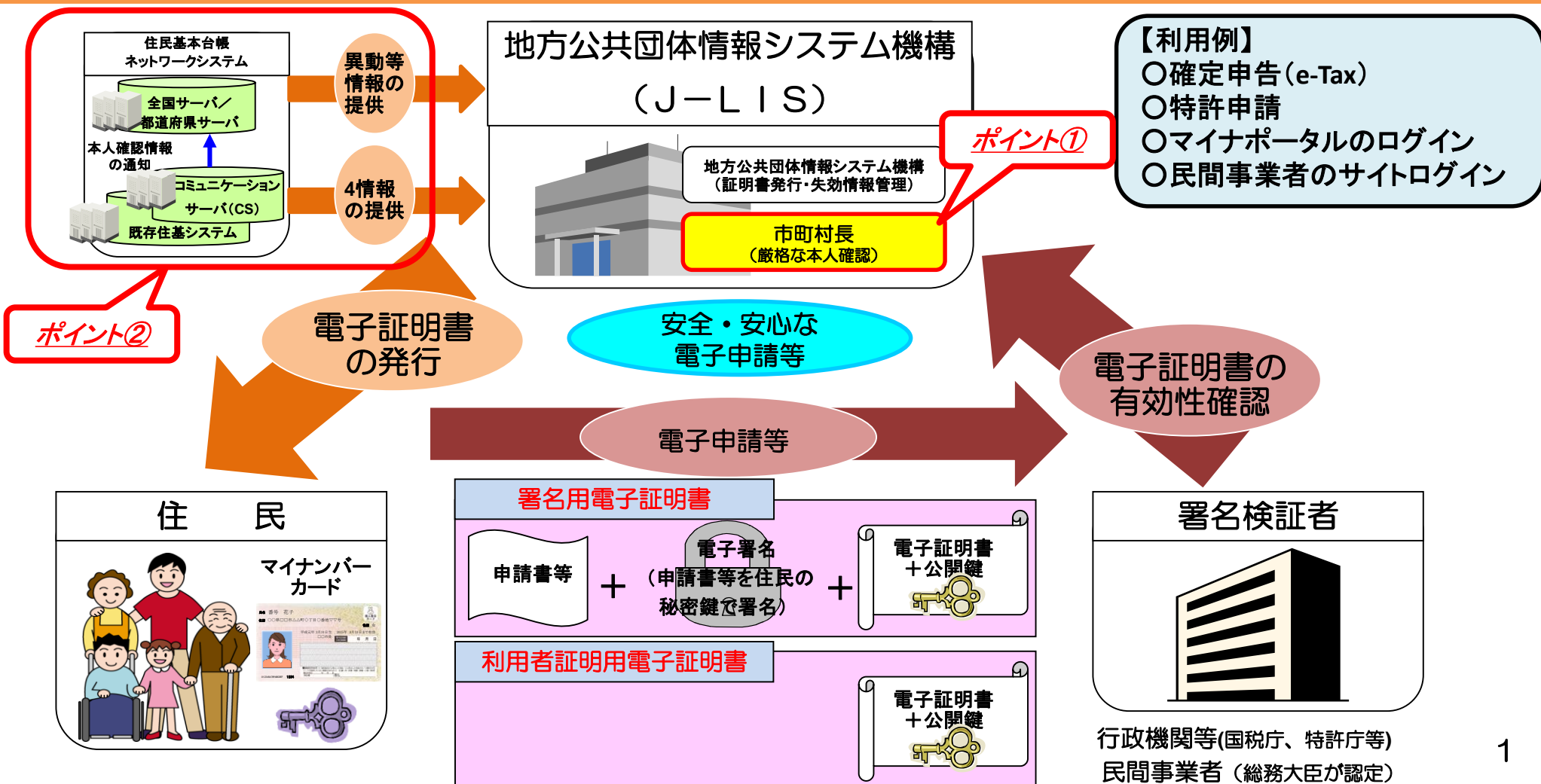
公的個人認証制度の概要について

ポイント①: 高い信頼性: 電子証明書は市町村役場において**対面で厳格な本人確認**を行った上で発行される

ポイント②: 正確な情報: **住民基本台帳に基づく正確な情報に基づき発行され常に更新**(住所変更等の場合に失効)

成りすまし、改ざん、送信否認の防止を担保^{*}し、**オンライン手続における確実な本人確認が行える公的サービス**

※公開鍵暗号方式


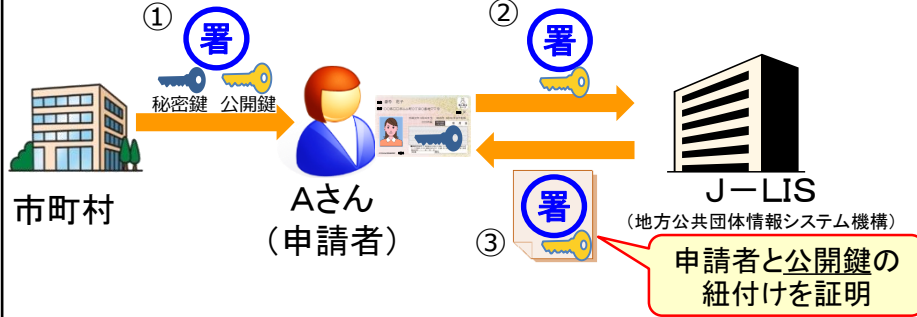
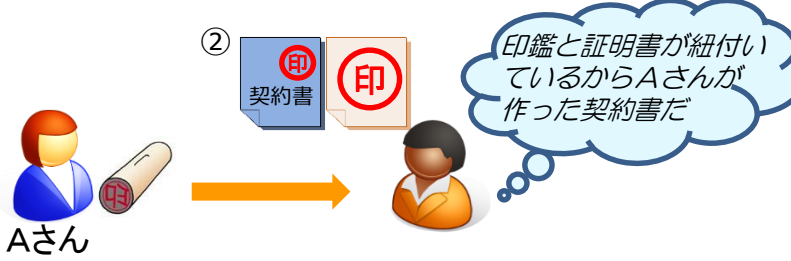
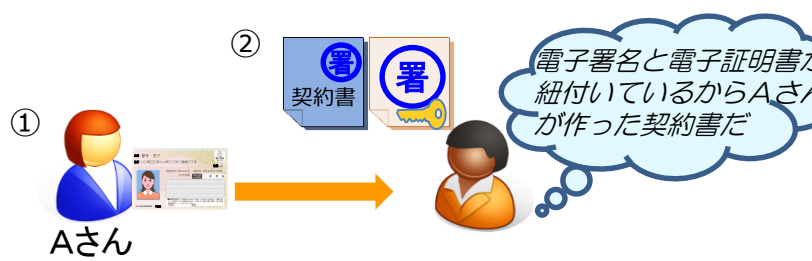


印鑑(印鑑登録証明書)と電子署名(署名用電子証明書)の比較

<対応関係>

- 実印 = 秘密鍵
- 実印の印影 (印鑑) = 公開鍵
- 実印での捺印 = 電子署名
- 印鑑登録証明書 = 署名用電子証明書

鍵ペア

	印鑑 (印鑑登録証明書)	電子署名 (署名用電子証明書)
申請 フロー	<p>①申請者は実印を入手</p> <p>②申請者は実印 (印影) を市町村長へ提出</p> <p>③市町村長は印鑑登録証明書を発行</p> 	<p>①申請者は鍵ペア※を入手 ※市町村長が発行</p> <p>②申請者は公開鍵をJ-LISに送付</p> <p>③J-LISは署名用電子証明書を発行</p> 
利用 フロー	<p>①契約書を作成・捺印</p> <p>②契約書に証明書を添付し相手方に送付</p> 	<p>①契約書を作成・電子署名</p> <p>②契約書に電子証明書を添付し相手方に送付</p> 
法律上の 効果	<p>真正性の推定</p> <p>※民事訴訟法第228条第4項</p>	<p>真正性の推定</p> <p>※電子署名法第3条</p>

公的個人認証法に基づく電子署名について(真正な成立の推定)

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）

（定義）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名であって、総務省令で定める基準に適合するものをいう。

○電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）

（定義）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

2～3 略

第三条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）

（文書の成立）

第二百二十八条 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

2 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。

3 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。

4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。

5 第二項及び第三項の規定は、外国の官庁又は公署の作成に係るものと認めるべき文書について準用する。

（文書に準ずる物件への準用）

第二百三十一条 この節の規定は、図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものについて準用する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)等に基づく本人確認

○犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)

(取引時確認等)

第四条 特定事業者(第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者(第十二条において「弁護士等」という。)を除く。以下同じ。)は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務(以下「特定業務」という。)のうち同表の下欄に定める取引(次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。)を行うに際しては、**主務省令(※)で定める方法**により、当該顧客等について、次の各号(第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号)に掲げる事項の確認を行わなければならない。

- 一 **本人特定事項**(自然人にあつては氏名、住居(本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項)及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。)
- 二 取引を行う目的
- 三 当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容
- 四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあつては、その者の本人特定事項

2~6 (略)

※犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則

(平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

(顧客等の本人特定事項の確認方法)

第六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 自然人である顧客等(次号に掲げる者を除く。) 次に掲げる方法のいずれか

イ~ト (略)

チ 当該顧客等から、**電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律**(平成十四年法律第五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。) **第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法**(特定事業者が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。)

リ (略)

二・三 (略)

2~4 (略)

マイナンバーカードを活用した新たなサービスの展開

マイナポータル



マイナンバー

- ログイン時の本人確認でカード利用
(利用者証明)
- ⇒ 情報提供等記録表示、e-Taxとの連携等の各種サービスを利用可能
- ⇒ 2017年1月～アカウント開設開始
(9月3日時点 アカウント数5,442件)
秋頃～子育てワンストップサービスが
本格運用開始

公共交通



- 公共交通機関の割引運賃適用時に
カード利用
⇒ 利用者確認や利用回数・割引額管理
を自動化することで事業者コスト低減
※2017年度実証事業実施予定
(前橋市:タクシー、姫路市:バス)

診察券



- 医療機関の受診時に診察券として
カード利用
⇒ 複数医療機関を受診する患者の診察
券をワンカード化可能
※2017年度実証事業実施予定(前橋市)

地域経済応援



- マイキープラットフォーム及び自治体
応援ポイントが稼働
⇒ マイナンバーカード1枚で自治体ポ
イントなど様々なサービス利用が可能
- ⇒ 民間ポイントを自治体ポイントに交
換し、商店街での商品購入等に利用
- ⇒ 8月30日運用協議会設立、システム
の実証事業が9月25日から開始

新規証券口座開設



- オンラインでの口座開設に必要な
本人確認時にカード利用(電子
署名)(犯罪収益移転防止法等で
適正な本人確認手段として規定)
- ⇒ 本人確認即時に口座開設、取
引開始可能
- ※GMOグローバル証券がサービス提供中

住宅ローン契約手続



- オンラインでの住宅ローン契約
締結時にカード利用(電子署名)
- ⇒ 申請者は銀行来店コストが、銀
行は紙契約書の保管コストがそれ
ぞれ軽減
- ※三菱東京UFJ銀行がサービス提供中

不動産取引



- オンラインでの不動産取引に
必要な本人確認時にカード利用
(電子署名)
- ⇒ 本人確認記録を自動生成でき、
顧客・企業双方の負担が軽減
- ※エスクロー・エージェント・ジャパンが
サービス提供中

携帯電話購入



- 携帯電話(格安スマホ)購入に必
要な本人確認時にカード利用(電
子署名)
- ⇒ 申込書の自動作成が可能とな
り、顧客の記載ミス防止や対応時
間短縮
- ※NTTコミュニケーションズがサービス
提供中

賃貸契約(今後)

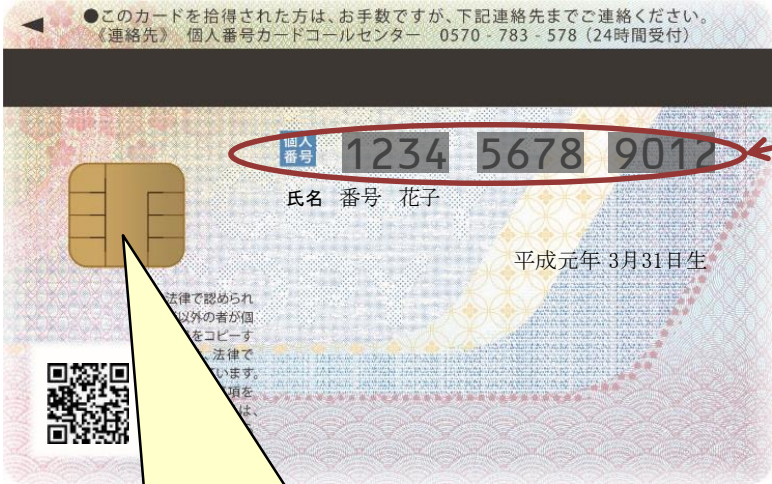
- 賃貸住宅の契約締結時に電子署名の活用が広がる可能性
(2017年10月目途で賃貸取引時の重要事項説明をIT活用により行うことが可能となる予定)
- ※東急不動産ホールディングスなどが契約書類をインターネットで作成可能にするよう検討中



マイナンバーカードについて

◎ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー(個人番号)は使用しません

マイナンバーカードの裏面



①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可


法令で利用できる
主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例:金融機関におけるインターネットバンキング等

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R 2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

 利用者証明用公開鍵

- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例:印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

民間も含めて幅広く
利用が可能

マイキー部分



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

マイナンバーカードに格納される公的個人認証サービスについて



公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書(既存)

(性質)

インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)

e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※ 電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

利用者証明用電子証明書(新規)

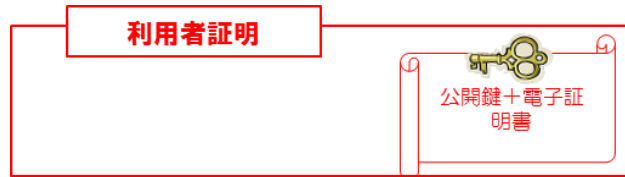
(性質)

インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)

マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)

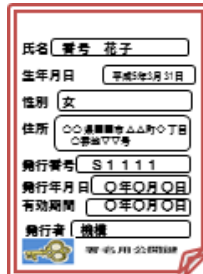


署名用 秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報を記録



利用者証明用 秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報の記録なし

行政手続における公的個人認証サービス

機関名等	システム名
金融庁	・ 金融庁電子申請、届出システム（※）
総務省	・ 政治資金、政党助成関係申請、届出オンラインシステム ・ 総務省電波利用電子申請、届出システム
法務省	・ 登記、供託オンライン申請システム
財務省	・ 国税電子申告、納税システム（e-Tax） ・ 確定申告書等作成コーナー
厚生労働省	・ 厚生労働省電子申請、届出システム（※）
特許庁	・ 特許庁電子出願システム
国土交通省	・ 国土交通省オンライン申請システム ・ 自動車保有関係手続きのワンストップサービス
環境省	・ 環境省電子申請、届出システム（※）
最高裁判所	・ 督促手続オンラインシステム
地方公共団体 （47都道府県及び各市区町村）	・ 地方税ポータルシステム（eLTAX） ・ コンビニ交付 ほか

※総務省が整備する電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用

※出典：月刊J-LIS（平成28年5月号）

公的個人認証サービス利用によるメリット ～ 民間事業者の皆様へ～

公的個人認証の 民間拡大

電子証明書



①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設） （例）銀行オンライン口座など

従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動なし」の把握と 「更新の契機」の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化があるかを把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

③確実な登録ユーザーの確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

④お客様カードの代替

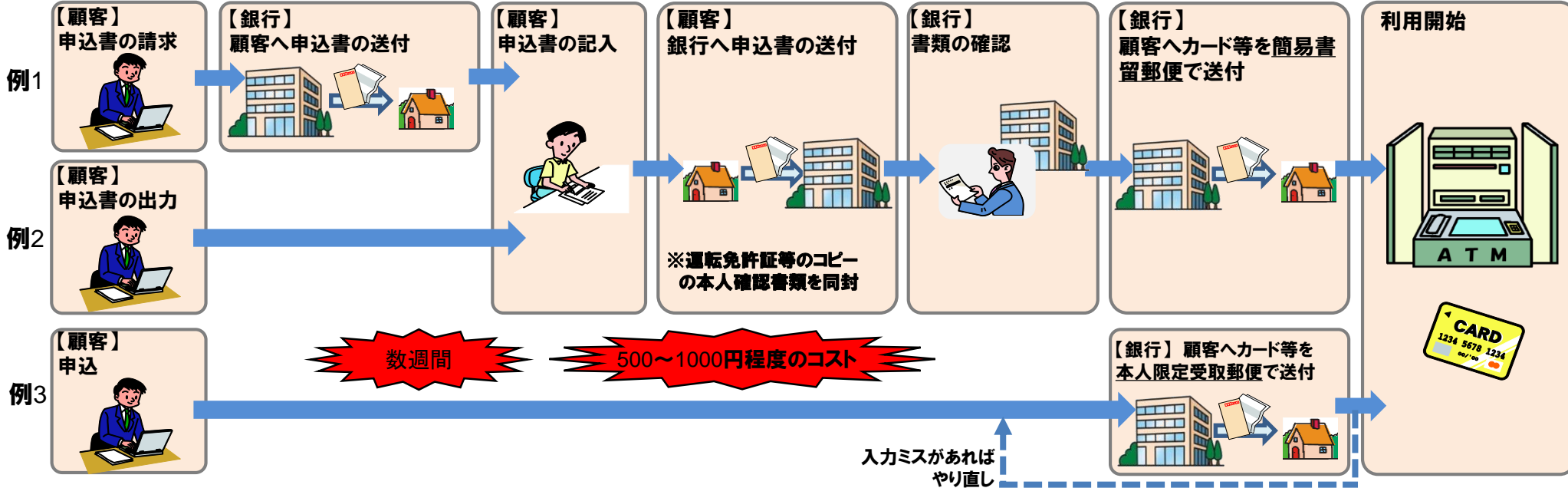
顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができるため、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。

公的個人認証サービス利用によるメリット①

～ 安価で迅速な顧客登録(アカウント開設)【銀行の例】～

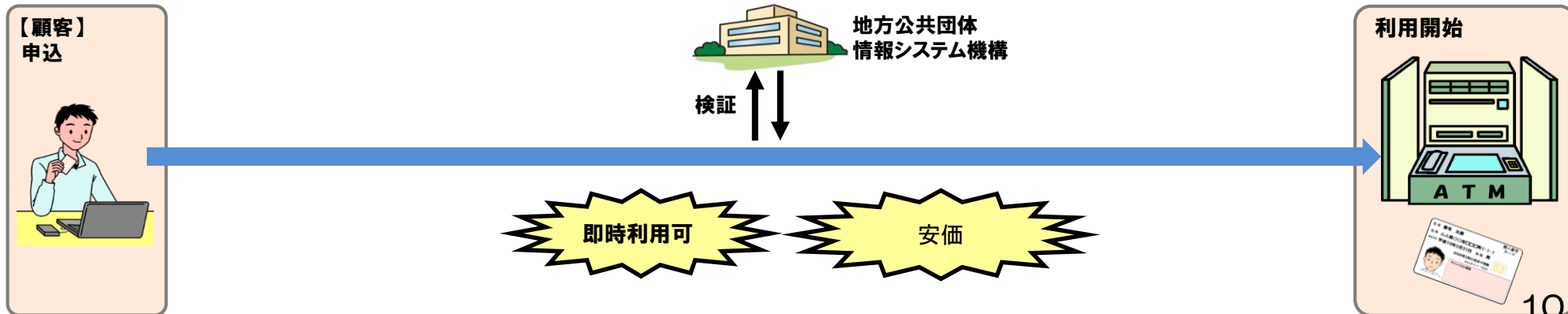
従来

申込みから利用開始まで数週間必要。またコストも1回の手続きにつき500～1000円程度の費用が発生。



公的個人認証サービスによる電子証明書の利用

申込み後、即利用可能に。コストも相当程度安価な方向で検討。



公的個人認証サービス利用によるメリット②

～ 顧客情報の「異動の契機」の把握 ～

従来

ユーザー登録

（例）一年経過時など

全数調査

全てのユーザーに郵便で現況確認

ユーザー数 × 郵送料 + 人件費

現況確認できない場合、実地調査

人件費

登録情報の更新（最新のデータベース）

公的個人認証サービスを使うと

ユーザー登録

（例）一年経過時
ログイン時 など

電子証明書を確認（オンライン）

異動あり

異動なし

失効情報
提供手数料

重点調査

本人に最新情報を
照会（オンライン等）

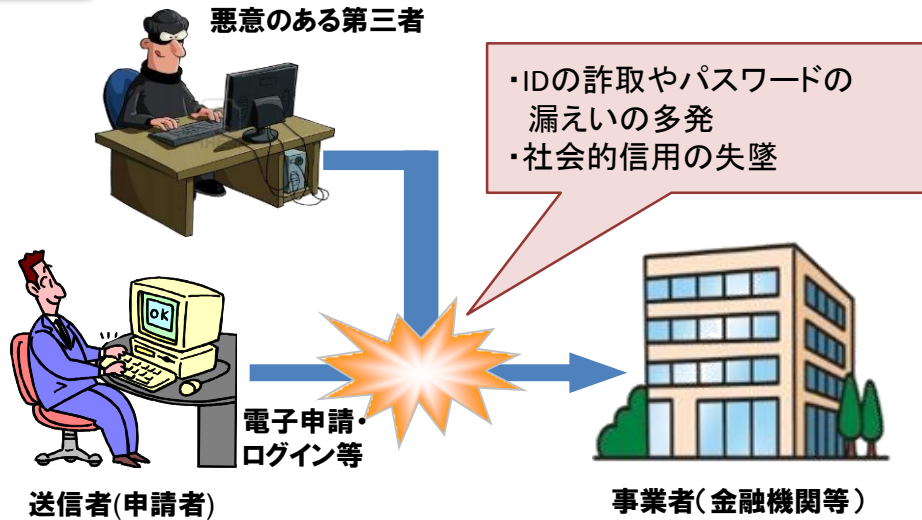
照会不要
大きな
コストカット

登録情報の更新（最新のデータベース）

公的個人認証サービス利用によるメリット③

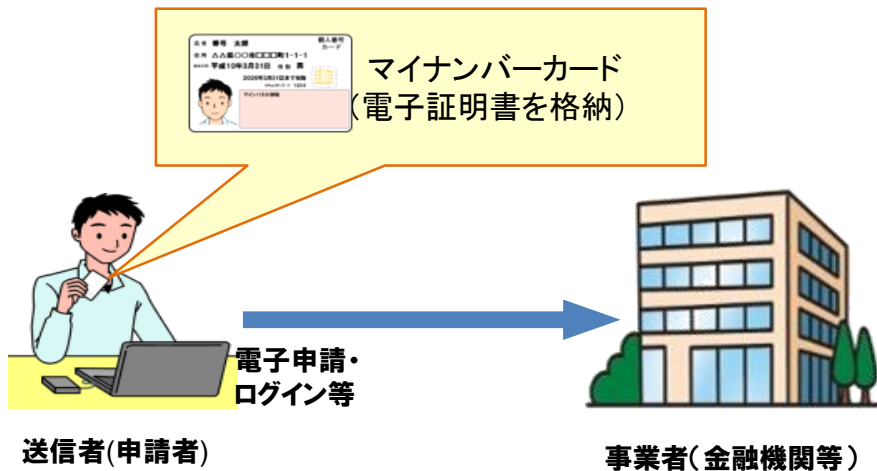
～ 確実な登録ユーザーの確認 ～

従来



- ・近年、インターネットバンキングに係る不正送金事件が急増。
- ・被害件数:1,315件 被害額:約14億円(平成25年。警察庁調べ)。
- ・被害口座に係るパスワード等を不正入手する方法は、コンピュータウイルスで表示した不正画面やフィッシングサイトに入力を求めるものが主。また、他サイトで使用しているパスワードの使い回しが狙われる事案も多発。

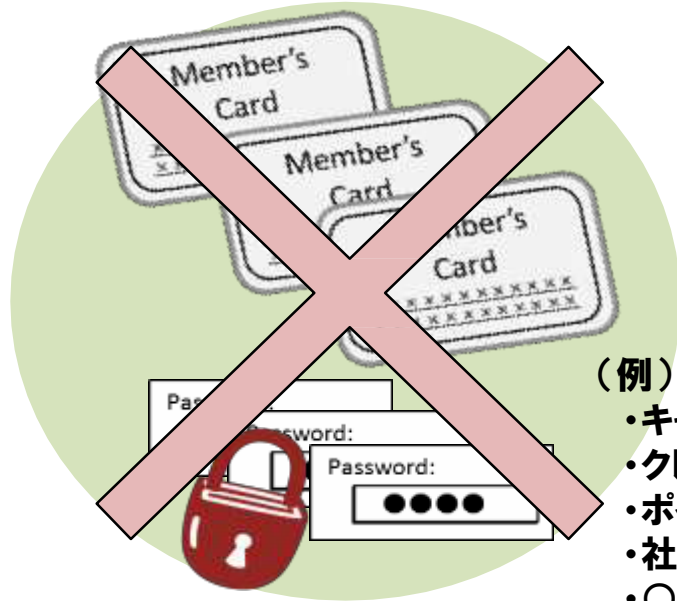
公的個人認証サービスによる電子証明書の利用



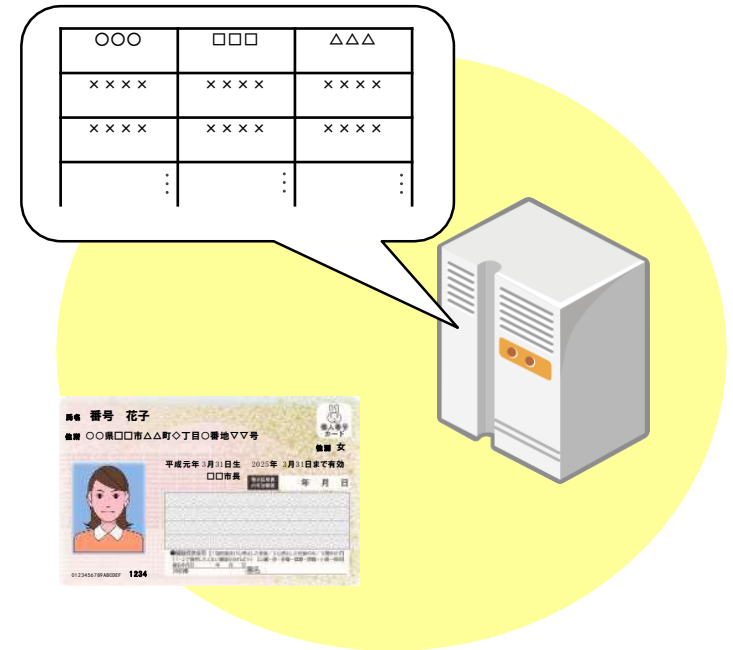
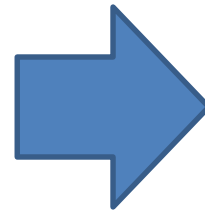
- ・マイナンバーカード保有者のみ使用可能
→漏えいの危険なし。
- ・マイナンバーカードの紛失時等の対応に備え、地方公共団体情報システム機構が24時間体制で管理。事業者(金融機関等)の負担も軽減。

公的個人認証サービス利用によるメリット④

～ お客様カードの代替 ～



- (例)
- キャッシュカード
 - クレジットカード
 - ポイントカード
 - 社員証
 - ○○資格証
 - ○○免許証
 - 保険証 など



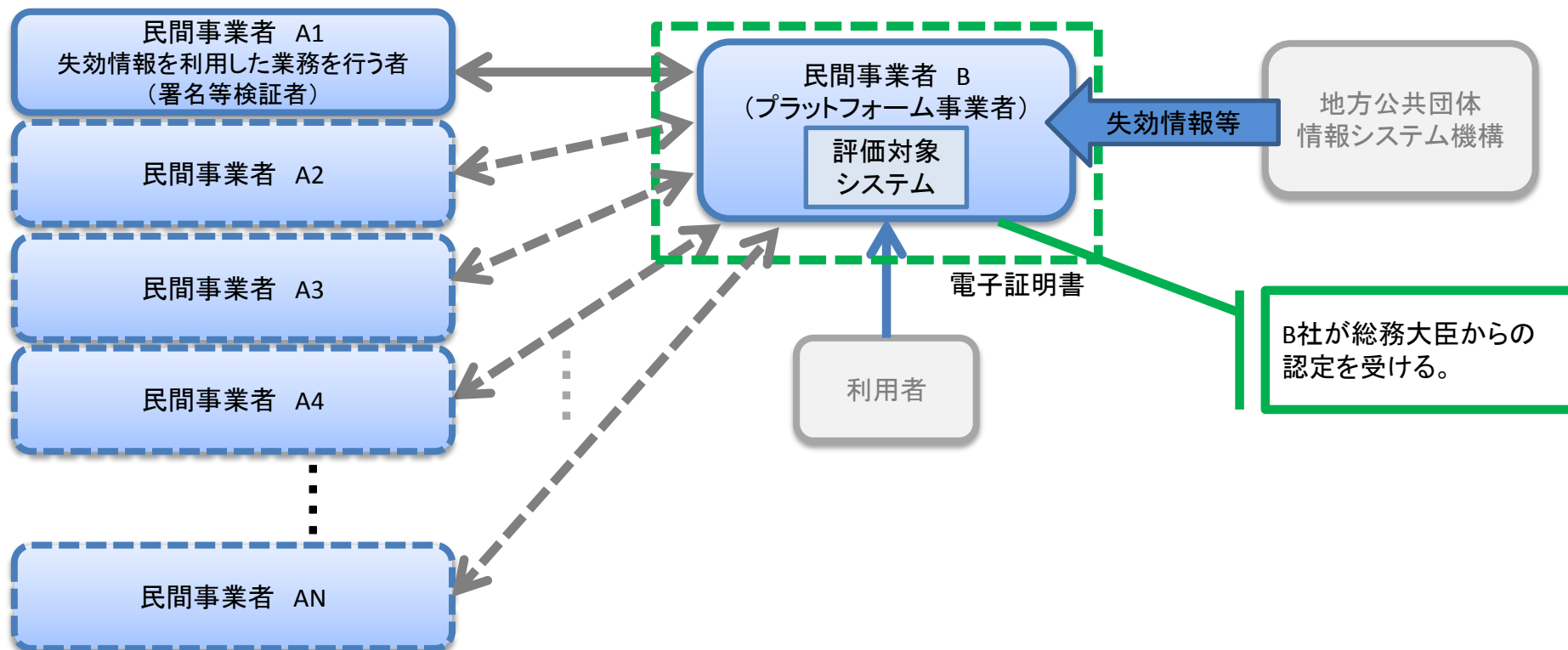
- 公的個人認証サービスによる電子証明書の提出を受ける事業者は、顧客情報とともに電子証明書の有効性に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することが可能。
- また顧客も電子証明書が格納されたマイナンバーカードを持っていればよいので、お客様カードを発行する必要がなく、コストの削減が可能。
- 事業者自らがパスワードを管理する必要がなく、コストの削減が可能。

ID・パスワードと公的個人認証サービスの違いについて

	ID・パスワード	公的個人認証サービス	
		利用者証明用電子証明書	署名用電子証明書
方法	○利用者がID・パスワードをキーボードで入力。通常、数文字程度の英数字。	○マイナンバーカードに電子証明書と秘密鍵を記録。 ○パスワード（4桁の数字）を入力した上で、乱数を利用者証明用の秘密鍵で暗号化。	○パスワード（6～16桁の英数字）を入力した上で、確定申告書等の文書を署名用の秘密鍵で暗号化。
危険性	○スパイウェア、フィッシングの蔓延等により、ID・パスワードが抜き取られる恐れあり。 ○生年月日や電話番号などからの類推、無作為入力によるヒットのおそれあり。 ○利用するシステムが増えるほど管理が甘くなる可能性が高まる（例：パスワードをメモ）。	左のような危険性はない。 ○秘密鍵は、マイナンバーカードのICチップに記録。秘密鍵は、一度記録すると絶対に外に取り出せないため（耐タンパ性）、第三者が取り出して使うことは不可能。 ※盗用するためには、①本人の個人番号カードを所持した上で、②本人の設定した暗証番号を入力する必要あり。 ○異なるシステムでも同一の電子証明書を安全に使用可能。	
その他	—	—	○電子署名法に基づき、電子署名により、電子文書が真正に成立したとの法律上の推定効が発生。

「プラットフォーム事業者」を活用した公的個人認証サービスの利用の推進について

- 公的個人認証サービスの利用のために必要となる「電子証明書の受付・有効性確認等のためのシステム」を、各民間事業者(署名等検証者)が個別に整備・運用するのではなく、特定事業者(いわゆる「プラットフォーム事業者」)が整備し、これを、各民間事業者が利用することとすれば、いわゆる「割り勘効果」により、各民間事業者の導入・利用コストを大きく削減することが期待できる。
- こうした、プラットフォーム事業者を活用した公的個人認証サービスの利用の拡大を推進するため、制度面において、以下の趣旨の措置を講じている。
 - ① 「総務大臣の認定」(法17条1項6号)について
「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が認定を受けることができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。
 - ② 「機構への届出」(法第17条第1項)について
「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が届出を行うことができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。



公的個人認証サービスの民間事業者に係る大臣認定の実績について(その①)

- ・ マイナンバーカードに格納された電子証明書等を活用する公的個人認証サービスは、総務大臣の認定を受けることを前提に、民間事業者へも利用が開放されている。(2016年1月1日～)
- ・ 2017年8月18日時点で以下の9社について大臣認定を行っている。

事業者名	大臣認定日	具体的な利活用シーン
プラットフォーム(PF)事業者		
① 日本デジタル配信(株) (JDS)	2016年2月12日	・ケーブルテレビの画面から、リモコンとマイナンバーカード(公的個人認証サービス)を活用して、生命保険会社から送付される各種通知の閲覧、終身年金に係る現況届の電子的な送信を行う。(2015年度実証実験(ケーブルテレビ事業者・生命保険会社・日本郵便))
② (一社)ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構 (TOPIC)	2016年2月12日	・マイナンバーカード(公的個人認証サービス)を活用して、パソコン等から母子健康情報を閲覧できるサービスを実施。(2016年3月～前橋市(群馬県)ほか5団体でサービス開始) ・加えて、前橋市(群馬県)の医療機関間におけるデータ連携の実現に向けて実証中。
③ NTTコミュニケーションズ (株)	2016年4月28日	・自社のMVNO事業者(OCN)の利用者登録の場面において、電子署名による本人確認を実施。(2016年11月28日開始) ・その他、金融機関における口座開設の際の本人確認等についても、拡大していく予定。
④ GMOグローバルサイン(株)	2016年5月25日	・証券金融業を行うグループ会社(GMOクリック証券)の口座開設時の本人確認業務で活用。(2016年11月26日開始) ・盗品流通の防止の観点から、古物営業事業における本人確認にも活用予定。 ・電子証明書の失効を契機とした利用者の氏名・住所等の基本4情報の変更を覚知する、いわゆる“現況確認”のサービスも想定。

公的個人認証サービスの民間事業者に係る大臣認定の実績について(その②)

事業者名	大臣認定日	具体的な利活用シーン
⑤ (株)NTTデータ	2016年7月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・公的個人認証サービスを活用した本人確認の機能をプラットフォームサービスで提供する「BizPICO」を事業者向けに開始(2016年7月開始) ・当該サービスの提供を受ける予定の事業者と調整中であるが、まずは、住宅ローン契約代行事業者の本人確認業務での活用が見込まれている。 ・その他、金融機関における口座開設、クレジットカードや携帯電話の利用申し込み及び保険契約の諸手続き等の厳格な本人確認が求められる場面や、年金保険の現況確認及び利用者認証機能を活用したサービスも実施予定。
⑥ サイバートラスト(株)	2016年9月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・公的個人認証を用いたオンラインでの本人確認や所在変更確認等を実現するプラットフォーム事業者として、「オンライン本人確認プラットフォームサービス」をクラウドサービスとして事業者向けに提供(2016年9月開始) ・銀行口座開設や保険契約など金融分野における本人確認業務の電子化によるコスト削減や業務効率化、電子商取引における本人確認による安心・安全な取引を実施予定。
⑦ 株式会社野村総合研究所	2017年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・公的個人認証サービスを活用したオンラインでの本人確認サービス「e-NINSHO」をプラットフォームとして提供。
⑧ 凸版印刷株式会社	2017年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭消費貸借契約及びその証跡保管を電子的に行うことができるプラットフォームサービスを提供し、株式会社三菱東京UFJ銀行の住宅ローン関連手続で導入

公的個人認証サービスの民間事業者に係る大臣認定の実績について(その③)

事業者名	大臣認定日	具体的な利活用シーン
<p>⑨ (株)システムコンサルタント</p> <p>※ 2017年7月18日プラットフォーム事業者として再認定</p>	2017年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・電子署名を用いることで、紙の契約書を使わずに、オンライン上で契約を行うことができる電子契約サービス「StampPro.」を提供中 ・サービスの提供には自己で発行した電子証明書が必要なため、法人間の契約が主であったが、公的個人認証サービスの電子証明書を使用することで、個人事業主との業務委託契約など法人対個人の契約が容易に可能となる ・今後は、住宅ローンの「金銭消費貸借契約書」などの分野での電子契約に展開予定

※プラットフォーム(PF)事業者・・・公的個人認証サービスを利用するために必要となる電子証明書の有効性確認等のシステムを整備し、その機能をクラウドサービスとして各民間事業者に提供する事業者

事業者名	大臣認定日	具体的な利活用シーン
単独のサービスプロバイダー事業者		
<p>① (一社)スマートテレビ連携・地域防災等システム普及高度化機構</p> <p>※ 2017年6月解散</p>	2016年2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ登録した利用者のマイナンバーカード(公的個人認証サービス)と連携したスマートテレビに、個人を特定して避難を促すメッセージを表示。また、避難所において住民がチェックインを行うことによる避難状況確認を行う。(2015年度実証実験(徳島県美波町))

公的個人認証サービス 民間利用事例① 新規証券口座開設時のマイナンバー取得及び本人確認

・GMOグローバルサインがプラットフォーム事業者、GMOクリック証券がサービス提供事業者として実施

2016年1月から所得税法等により、新規顧客又は住所変更等を行う既存顧客については、個人番号の収集が義務化されており、犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる証券金融業では、厳格な本人確認が求められます。

<公的個人認証サービスの利用>

各根拠法に準拠する形かつ業務の効率化及び顧客利便性の向上を目指し、GMOグローバルサインの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスを利用します。

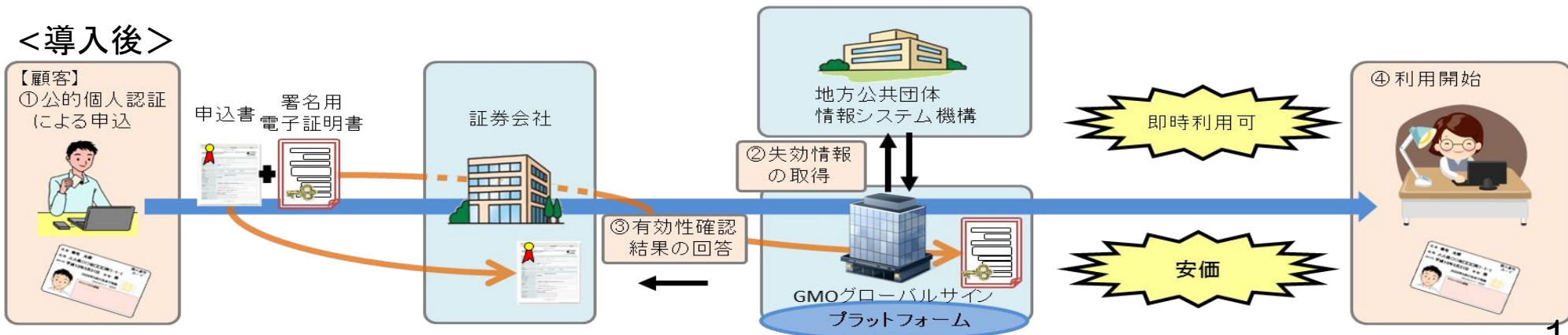
公的個人認証サービスを利用することで、郵送や追加の本人確認書類が不要なためオンライン完結かつ即時取引開始が可能になるメリットがあります。

<サービス開始日> 2016年11月26日

<現状>



<導入後>



公的個人認証サービス 民間利用事例② 住宅ローン契約手続きを電子化するサービス

・凸版印刷がプラットフォーム事業者、三菱東京UFJ銀行がサービス提供事業者として実施

<従来の住宅ローンの契約の方法>

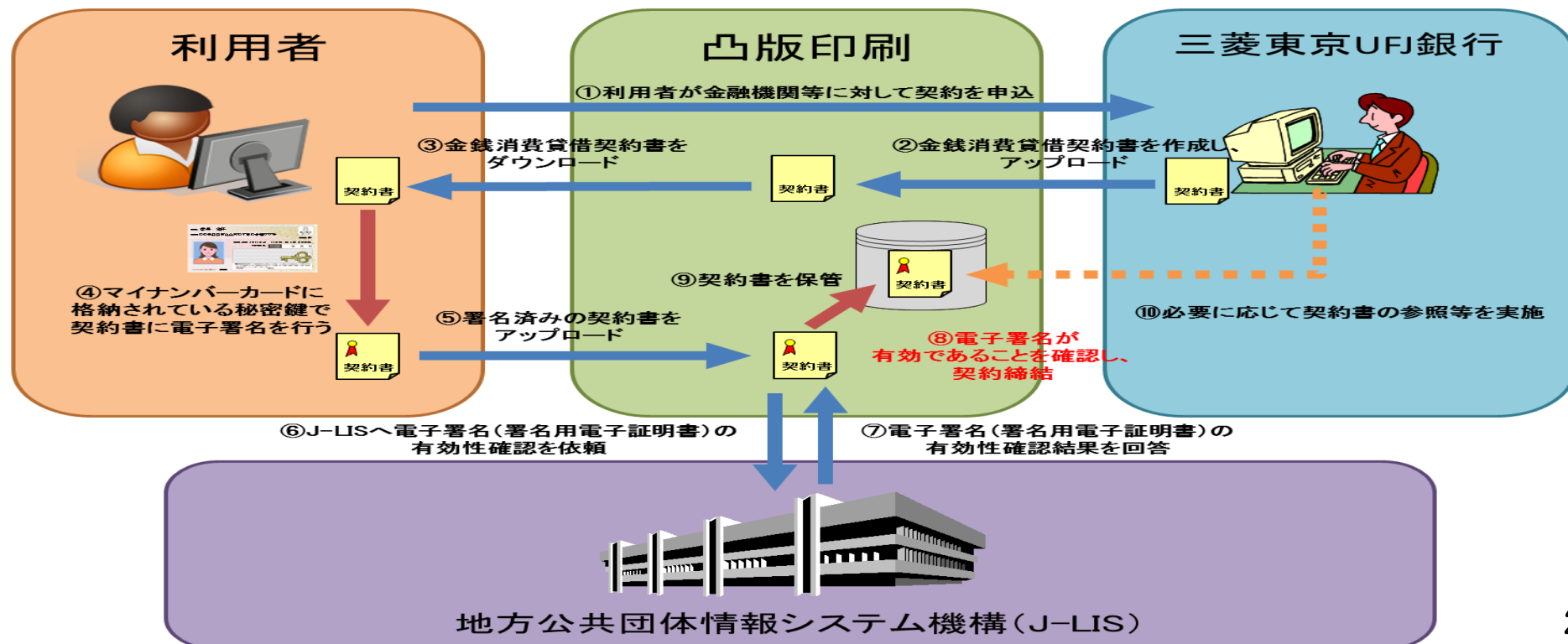
従来、住宅ローンの契約手続きにあたっては、契約書の紙面への記入や実印の押印、収入印紙の貼付などを銀行へ来店の上実施する必要があり、契約者に負担が生じていました。

<公的個人認証サービスの利用>

今後、凸版印刷が提供する住宅ローン等の金銭消費貸借契約を電子的に行うことのできるプラットフォームサービスの導入により、自宅のパソコンからペーパーレスで住宅ローン契約手続きが可能となり、次のとおり契約者の負担が軽減されます。

- (1) 自宅のパソコンで手続きが完結するため、銀行への来店の必要がなくなる
- (2) ペーパーレスのため、収入印紙の貼付や実印の押印などの必要がなくなる

<サービス開始日> 2017年4月下旬 ※三菱地所レジデンス、東急リバブルと協働で開始予定



(ご参考)電子委任状とマイナンバーカードを活用した法人間取引のイメージ(未定稿)

<電子委任状>

※第1回検討会[資料2]P8より抜粋

4. 電子委任状

✓ H29年6月 電子委任状法を公布。

- 法人の代表者等が、使用人等に代理権を与えた旨を表示する「**電子委任状**」に係る制度を今後具体化

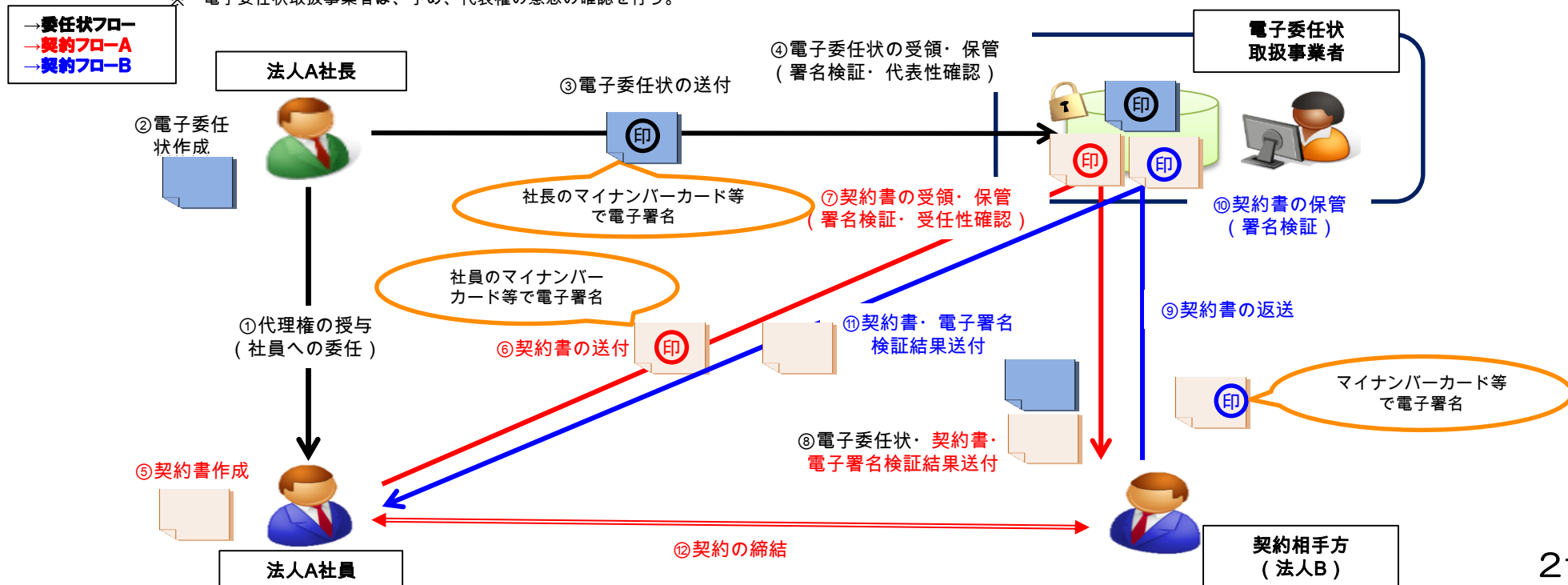
※公布の日(平成29年6月16日)から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行(平成30年1月1日施行予定)

(ポイント)

- 公的個人認証法に基づく電子署名等を含めた、電子署名法に基づく電子署名など、一定の要件を満たした電子委任状を「特定電子委任状」と位置づけ
- 様々な場面での活用を想定
 - ⇒ 企業間の契約の申込み等の手続、国及び地方公共団体の調達における入札等の手続、行政機関に対する申請等の手続等

<利用フローイメージ(電子委任状取扱事業者を介して契約書のやり取りをする場合)>

※ 電子委任状取扱事業者は、予め、代表権の意思の確認を行う。



以下、ご参考(マイナンバーカードについて)

マイナンバーとマイナンバーカード

○マイナンバー(個人番号)

- 日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号です。
- 番号法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の手續に限って利用されます。
 - 取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがあります。
 - 番号法に定める場合を除き、収集・保管は禁止されています。
- 通知カードはマイナンバーをお知らせするものです。
通知カードだけでは本人確認書類としては使用できません。

通知カード



○マイナンバーカード(個人番号カード)

- マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製カードです。
- マイナンバーの確認と本人確認をこれ1枚で行うことができます。
- ICチップ内に電子的に個人を認証する機能(電子証明書)を搭載しています。
 - 電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しないため、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
 - ICチップの空き領域も、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
- 「マイナポータル」へのログインにはマイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカード



- ◆ マイナンバーカードの表面は写真入りの身分証明書として、官民間問わず広く利用可能です。
- ◆ マイナンバーカードの電子証明書(公的個人認証)の利用には、マイナンバーは使用しません。

マイナンバーカードの現状

【29年10月10日（火）時点】

	累計数	1日当たり平均 (10月4日～10月10日)	1日当たり平均 (9月の1か月間)
申請受付数	14,850,776	8,600	9,638
交付実施済み数	12,567,441	9,565 (※土日、祝日除く)	9,360 (※土日、祝日除く)

利便性の向上・利活用範囲の拡大に向けた主な取組み

- 一般的身分証明書や職員証・社員証等としての活用推進(総務省職員等国家公務員についてはIC入館証としても活用中)
- マイナポータル、子育てワンストップサービスの本格運用(平成29年秋頃開始予定)
- コンビニ交付サービスの導入市町村拡大(実施中)
- 旧姓併記など券面記載事項の充実
- 海外における電子証明書の継続利用(在外において必要な行政手続や民間サービスを継続的に利用したいというニーズあり)
- 国民に普及が進むスマートフォンへの電子証明書の搭載(現在、検討中)

マイナンバーカードの様式、申請・交付

様式

表面



- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

裏面



- うら面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができる。

ICチップ内のAP構成

電子
証明書

を格納
する。

公的個人
認証AP

電子
証明書

券面事項確認
AP

券面事項入力
補助AP

住基AP

プラットフォーム

ICチップ
空き領域

市町村等が用意した独自 **アプリ** を
搭載するために利用する。

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、
「個人番号カード交付申請書」を
全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能。

H28年1月～

各市町村から、交付準備が
できた旨の通知書を送付。
市町村窓口へ来庁いただき、
本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法がある。

マイナンバーカードを紛失した場合の対応～24時間365日体制のコールセンターとカードセキュリティ対策～

カードの紛失

本人が気付く

コールセンターに連絡

コールセンター対応

- 24時間365日体制にて対応
- 紛失の連絡を受け付け次第、一時停止処置対応
- 日本語以外の言語にも対応
(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語を予定)
- 第三者が拾得した場合、早急に市町村へ連絡し、本人に連絡を行うように対応

市町村窓口

手元に戻る場合

- ・市町村窓口へ
- ・一時停止を解除し、本人利用の再開

手元に戻らない場合

- ・市町村窓口へ
- ・廃止を行い、再交付を申請

本人が気付かない

コールセンターに連絡

第三者が拾得

警察に拾得物として届いた場合、本人又は発行市町村に連絡してもらうよう警察庁に依頼

本人が気付かない

悪用を試みる

悪意

第三者が拾得

セキュリティ対策により悪用困難

顔写真付きであることに加え、ICチップにはプライバシー性の高い個人情報は記録されない



アプリ毎に異なる暗証番号を設定し、入力を一定回数以上間違えるとカードがロック

- × 入力1回目
- × 入力2回目
- × 入力3回目



ICチップは偽造を目的とした不正行為に対する耐タンパー性を有する

ICチップを取り出す

情報を盗み取る



※タンパー (tamper): 「干渉する」「いじくる」「いたずらする」「勝手に変える」の意